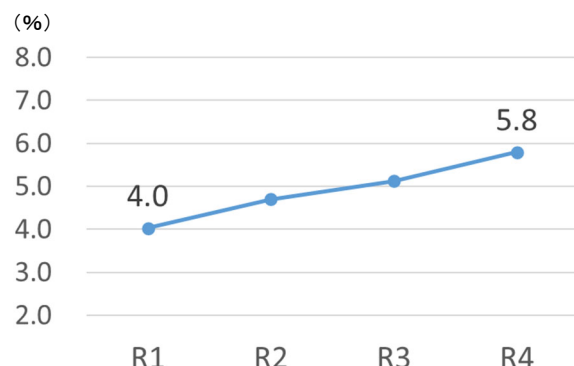


労働力不足対応(省力化、外部支援組織活用等)関係

- 搾乳ロボットや発情発見装置、分娩監視装置等の**省力化機器**を導入している**酪農・畜産経営戸数**は増加している。
- **1頭当たり年間平均労働時間**は**酪農**では**減少傾向**にあるが、**肉用牛、養豚**では**増加傾向**。**1経営体当たり年間平均労働時間**は**酪農、肉用牛、養豚**ともに**増加**。
- 深刻化する人手不足に対応するため、**外国人材の活用も進展**。

(畜産分野※での特定技能在留外国人数:555人(R2.12)→4,712人(R5.6))。※:出入国在留管理庁「特定技能1号在留外国人数」(食肉処理等の流通現場は除く)

酪農家に占める搾乳ロボット導入農家の割合



資料:畜産振興課聞き取り

年間平均労働時間(令和4年)

(時間)

	搾乳牛	子牛	肥育牛	肥育豚
1頭当たり	95.1 (101.5)	134.3 (126.5)	53.3 (49.7)	3.05 (2.91)
	酪農	肉用牛(繁殖)	肉用牛(肥育)	養豚
1経営体 当たり	6,217 (5,723)	1,813 (1,530)	3,637 (3,580)	4,735 (4,071)

資料:「畜産物生産費統計」

※()内はH30年の数値

外部支援組織の活用・機能強化の状況

- ・ 1戸当たり年間酪農ヘルパー利用日数: 23.1日(H30)→24.0日(R4速報値)
- ・ 全国のキャトルステーション・キャトルブリーディングステーション数: 68(H30)→114(R4)
- ・ 全国のコントラクター等組織数: 826(H30)→828(R4)
- ・ 全国のTMRセンター数: 143(H30)→163(R4)

【参考】これまでの取組

【就農者に対する施策】

- ・ 畜産経営体生産性向上対策事業による**省力化に対する支援**(搾乳ロボットの導入、発情発見装置、分娩監視装置等の導入に対する支援)
- ・ 酪農経営支援総合対策事業や畜産クラスター事業等による**外部支援組織の機能強化に対する支援**(酪農ヘルパーの人材確保及び待遇改善、CBS、コントラクター、TMRセンターへの機械導入等に対する支援)

【新たな人材に対する施策】

- ・ **特定技能制度**の活用の相談受付(出入国在留管理庁との連携)

飼養管理関係①(家畜防疫)

- 口蹄疫等の牛の越境性動物疾病について、国内では清浄性を維持している一方、東アジアでは発生継続・拡大。また、牛のブルセラ症及び結核は清浄化が達成された一方で、ヨーネ病は依然として全国的に発生。
- 豚熱は、H30年9月に岐阜県で26年ぶりに発生して以降、89例の発生を確認（R5年12月末）。また、アフリカ豚熱は我が国では未発生だが、東アジアでは我が国と台湾を除く全域で発生。
- 高病原性鳥インフルエンザは令和2年度以降、毎シーズン発生。
- 家畜の伝染性疾病の国際的な広がりや国境を越えた物流・交通の活発化を踏まえ、水際対策、飼養衛生管理の徹底等による国内の発生予防・まん延防止対策や生産現場での防疫体制の構築等が重要。

主要な家畜伝染病の発生状況^{注1} ^{注3}の推移

(単位：戸数)

年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
口蹄疫	292	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ症（牛）	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結核（牛）	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーネ病（牛）	235	331	211	293	326	327	315	374	321	380	399	446	519	306
豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	6	45	10	15	8	4
高病原性鳥インフルエンザ ^{注2}	24	0	0	0	1	0	12	1	0	0	52	25	84	6
低病原性鳥インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患畜届出戸数（ただし、口蹄疫は疑似患畜を含む）。

注2：高病原性鳥インフルエンザのデータのみシーズンごと（秋の発生から翌年の終息までを1区切り）に発生状況を記載。（R5年1月23日時点）。

注3：高病原性鳥インフルエンザ以外のデータはR5年9月末までの集計結果。

【参考】これまでの取組

- ・ 改正家畜伝染病予防法に基づく家畜防疫官の権限強化に加え、動物検疫体制の強化、国際郵便物対策、日本への旅行者に対する畜産物持ち込み禁止の情報発信や国際線の機内アナウンス等の広報活動等による国内侵入防止対策の徹底
- ・ 飼養衛生管理基準等に基づく、農場における飼養衛生管理の向上のための取組等への支援 等

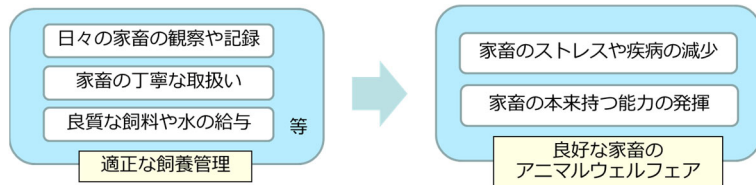
飼養管理関係②(アニマルウェルフェア)

- アニマルウェルフェア(AW)の推進に国が主体的に取り組むことを示すため、**国際基準であるWOAHコードに沿った国の指針**(畜産局長通知)を、令和5年7月26日に**新たに発出**。
- 指針発出直後から、全国説明会、地方ブロック別説明会、畜種別説明会等を集中的に実施し、都道府県や生産者団体、消費者団体等を対象に、指針の内容について説明(令和5年12月末時点で76回実施)。
- 今後は、
 - (1) 生産者に対しては、**国が生産現場における実施状況をモニタリングすべく作業中**。その結果も踏まえて、**将来的に「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定**するなど、生産現場における本指針の普及・定着を図っていくこととしている。
 - (2) 消費者等に対しては、AWに配慮した畜産物の普及に消費者の理解や輸出先国での認知が欠かせないことから、各種PR資料(通知や指針の英訳含む)の作成やシンポジウムの開催を進めることとしている。

家畜のアニマルウェルフェアとは

WOAHのアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

- ・ 「アニマルウェルフェアとは、動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態をいう。」と定義するとともに、
- ・ 「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指標とされている。



「5つの自由」とは

- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由
- ② 恐怖及び苦悩からの自由
- ③ 身体的及び熱の不快からの自由
- ④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

アニマルウェルフェアに関する新たな国の指針の策定について

- ・ 畜産局長通知では、国際基準であるWOAHコードにより示されるAWの水準を満たしていくという基本的な考え方を改めて周知。
- ・ 個別の指針として、「乳用牛」、「肉用牛」、「豚」、「採卵鶏」、「ブロイラー」、「馬」、「家畜の輸送」及び「家畜の農場内における安楽死」について策定。
- ・ 参考資料として、「Q&A」、各指針の内容の充足状況を確認できる「チェックリスト」を作成。
- ・ 全て農林水産省HPにおいて公表。

【参考】これまでの取組

- ・ 畜産GAP拡大推進加速化事業による**AWに配慮した飼養管理の普及拡大等の取組に対する支援**(AWに配慮した飼養管理の改善の検討、科学的知見の収集等に対する支援)
- ・ みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業による**AWに配慮した飼養管理技術の開発等に対する支援**(委託プロジェクト研究)

家畜改良

- 乳用牛では、遺伝子(SNP)情報を使用した**ゲノミック評価を活用し、泌乳能力等が向上した結果、1頭あたりの年間搾乳量は増加。**一方、**供用期間については、短縮傾向**が継続。
- 肉用牛では、品質向上に向けた生産者の努力の結果もあり、**和牛去勢の 約9割が5等級・4等級**となっているが、流通事業者等からは、適度な脂肪交雑や赤身肉を求める声もあり、今後も国産牛肉全体で、**多様な消費者のニーズへの対応が必要。**また、**肥育開始月齢及び肥育終了月齢は、ほとんど変化がみられない。**

乳用牛及び肉用牛の主な改良指標

令和4年度	乳用牛		肉用牛			
	1頭当たりの年間搾乳量	平均除籍産次	枝肉重量	肉質等級	肥育開始月齢	肥育終了月齢
	8,871kg (8,636kg)	3.25産 (3.30産)	513kg (502kg)	4.5 (4.2)	9.0か月 (9.2か月)	29.5か月 (29.5か月)

資料：農林水産省（畜産統計、牛乳乳製品統計、畜産物生産費）、（一社）家畜改良事業団（乳用牛群能力検定成績のまとめ）、農林水産省畜産振興課調べ
※（ ）内はH30年度の数値

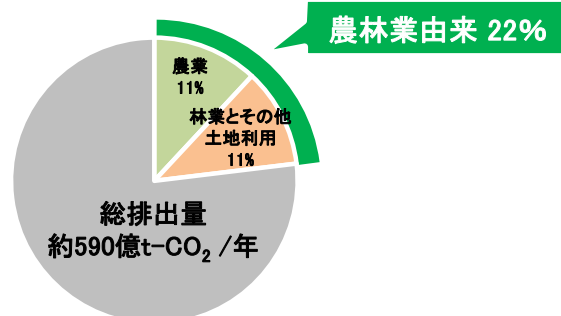
【参考】これまでの取組

- ・ 畜産生産力・生産体制強化対策事業により、遺伝子解析技術等を活用した生涯生産性の向上、枝肉情報と血統登録情報を組み合わせた分析による改良の推進、和牛の血統の信頼確保のためのモニタリング調査等を支援
- ・ 飼養管理にかかる生産コストの増加等に対応するため、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算において、
 - (1) **乳用牛**については、配合飼料の多給による乳量偏重から、**長命連産性に重きをおいた強健な牛群構成の転換、**
 - (2) **肉用牛**については、**肥育期間の短縮・出荷時期の早期化の推進**を支援することとしている。
- ・ 令和2年10月に施行された和牛遺伝資源関連2法に基づき、家畜人工授精所への立入検査の実施等による和牛遺伝資源の**流通管理の適正化、譲渡契約の普及による知的財産としての保護に向けた取組を推進**している。

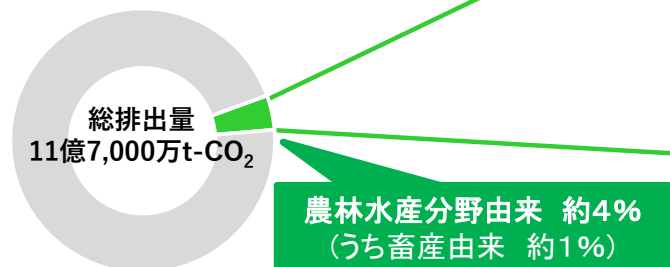
環境負荷低減への対応

○ 地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、政府全体で、2050年カーボンニュートラル、2030年度において温室効果ガス46%削減目標（2013年度比）が設定され、農林水産省においても、「みどりの食料システム戦略」及び「みどりの食料システム法」に基づき、環境負荷低減の取組を推進。畜産業においても温室効果ガスの削減等、調達、生産、加工・流通、消費の各段階における環境負荷低減の取組を通じて、将来にわたって持続可能な食料システムの確立に貢献することが求められている。

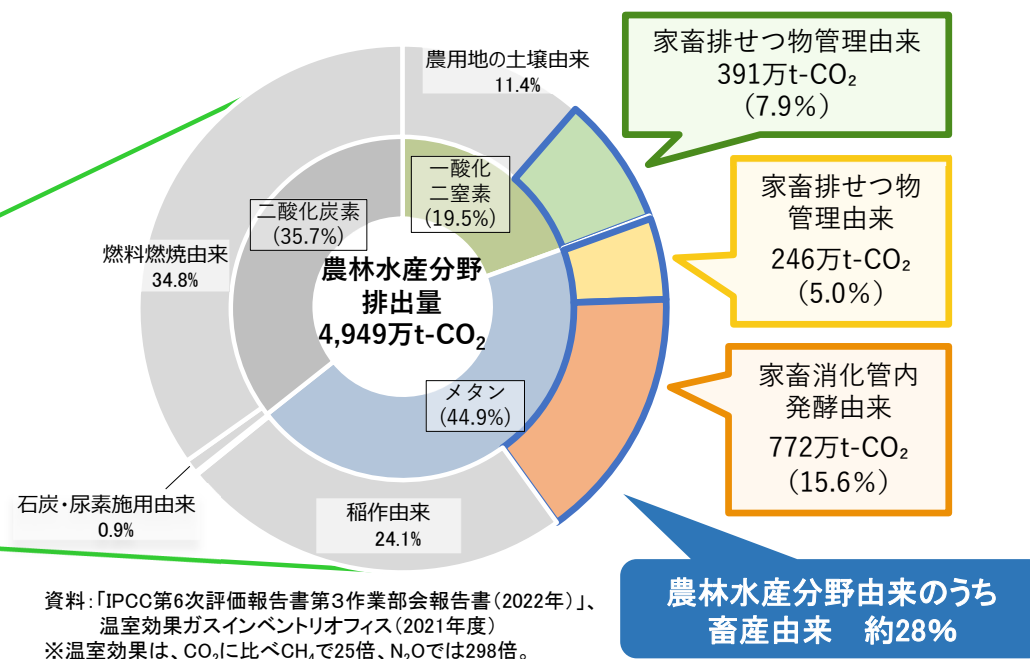
世界の温室効果ガス排出量



日本の温室効果ガス排出量



農林水産分野の温室効果ガス排出量の内訳



資料：「IPCC第6次評価報告書第3作業部会報告書(2022年)」、温室効果ガスインベントリオフィス(2021年度)
※温室効果は、CO₂に比べCH₄で25倍、N₂Oでは298倍。

【参考】これまでの取組

- 国内肥料資源利用拡大対策事業により、家畜排せつ物の管理に伴い発生する温室効果ガスの排出削減に資する好気性強制発酵に必要な施設、機械を導入する取組を支援
- 環境負荷軽減型持続的生産支援事業により、酪農・肉用牛生産における温室効果ガスの削減の取組を支援（飼料生産等に係る温室効果ガスの排出削減、有機飼料の生産、乳用牛への脂肪酸カルシウムの給与によるメタンガス排出の削減）。
- 温室効果ガス削減効果を有する飼料添加物の指定制度を整備し（令和4年9月）、要望があった資材について指定に向け審議中。
- 環境負荷低減の取組の「見える化」を図るため、温室効果ガス簡易算定ツールの作成と消費者等へのわかりやすい表示について検討を開始。
- 環境負荷低減の取組を普及するため、補助事業において「みどりのチェックシート」を活用（クロスコンプライアンス）。

畜産環境(家畜排せつ物の処理・利用の促進)

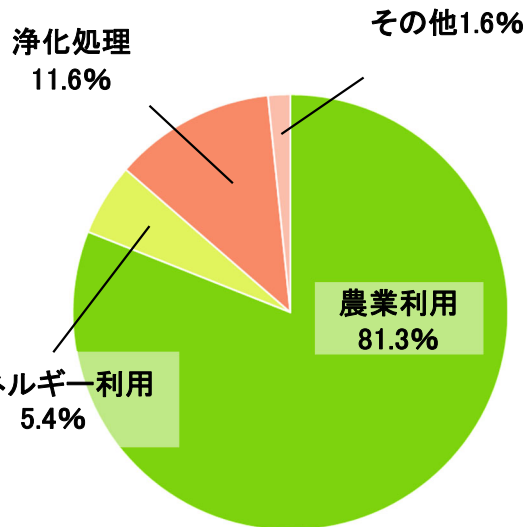
- 家畜排せつ物は、年間約8,000万t発生しており、**堆肥等として農地に還元されるなどにより約8割(6,500万t)が農業利用**されている。
- 耕地面積当たりの家畜排せつ物発生量は、畜産が盛んな地域への偏在が見られることから、家畜排せつ物の有効利用を更に進めるためには、**地域の実情に応じて堆肥の広域流通などを推進することが重要**。

(食料安全保障強化政策大綱 (令和4年12月27日閣議決定))

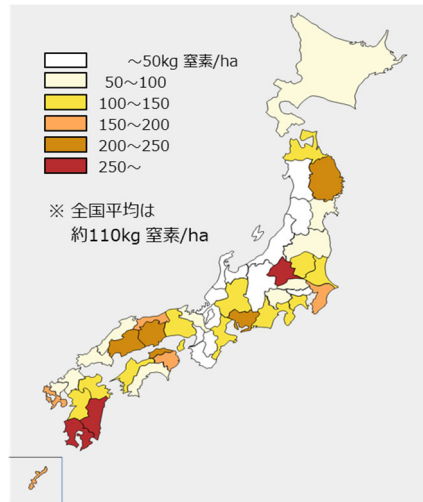
- ・2030 年までに化学肥料の使用量の低減 ▲20%
- ・2030 年までに、堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増し、肥料の使用量(リンベース)に占める国内資源の利用割合を 40%まで拡大(2021年:25%)

家畜排せつ物の利用状況(令和4年)

耕地面積当たりの家畜排せつ物発生量
(令和4年)(窒素ベース)



資料:畜産統計等(令和4年)に基づき畜産振興課作成



資料:畜産統計等(令和4年)に基づき畜産振興課作成

○ 取組事例の紹介

【宮崎県の養鶏農家の事例】

令和元年度補正予算 畜産環境対策総合支援事業で堆肥化処理施設を整備

取組内容:高品質化した鶏ふん堆肥を、地域の園芸農家を中心に販売
販売実績:鶏ふん堆肥 5,843トン(令和4年度)

【千葉県の養豚農家の事例】

令和2年度補正予算 畜産環境対策総合支援事業でペレットマシンを導入
取組内容:豚ふん堆肥をペレット化し、肥料メーカーを通じ広域的に販売
販売実績:ペレット堆肥 519トン(令和4年度)

【参考】これまでの取組

- ・ 堆肥舎等長寿命化推進事業による**家畜排せつ物処理施設の長寿命化に対する支援**(施設の補改修や簡易な施設整備の実証、普及活動に対する支援)
- ・ 畜産環境総合整備事業による共同利用の**家畜排せつ物処理施設の機能強化に対する支援**(草地更新と一体となる家畜排せつ物処理施設の整備に対する支援)
- ・ 国内肥料資源利用拡大対策事業による**堆肥の広域流通の取組に対する支援**(堆肥の高品質化・ペレット化のための施設整備、関係事業者のマッチング等に対する支援)

畜産業や畜産物に対する国民の理解醸成

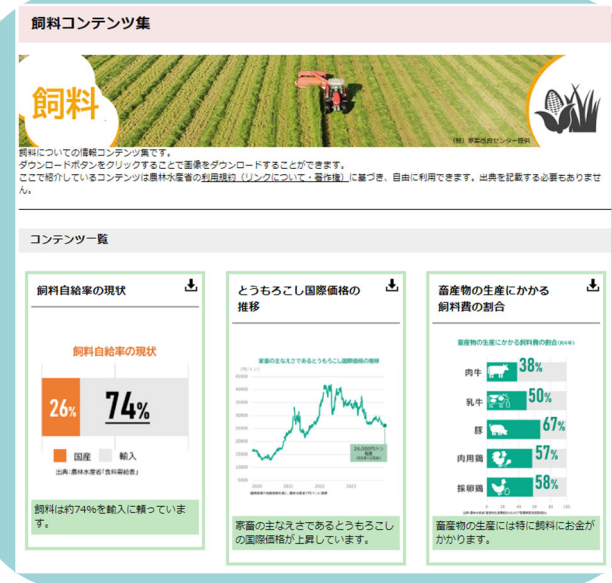
- **畜産業に対する理解醸成**については、**畜産業が基幹産業として地域を活性化する産業**であり、畜産業を通じた地域資源の活用、国土保全や景観形成、堆肥還元による資源循環、雇用の創出等の**畜産の多面的な機能を消費者に理解してもらうことが重要**。令和3年に開催した持続的な畜産物生産の在り方検討会においても、**持続的な食料システムを構築を実現するためには、生産者の努力に加えて、消費者の理解醸成が必要となることを中間とりまとめとして公表**。
- **畜産物の価格形成に対する理解醸成**については、**飼料コスト等生産コストの小売価格への反映が十分に進んでいるとは言えず、結果として、畜産経営の状況が悪化したことから、生産コストを適正に反映した価格形成を進める上では、小売価格の上昇理由に対する消費者の理解醸成が必須**（生産コストが価格に反映できても、買控えにより消費量が減少することは望ましくない）。農林水産省では、誰もが簡単に情報発信に活用できるようコンテンツを公表。

適正価格形成のための情報プラットフォーム



資料：畜産局HP引用

飼料コンテンツ集



適正価格形成のための
情報プラットフォーム



累計閲覧数(延べ)
(令和5年8月～)

4,876件

【参考】畜産物の価格形成に対する取組

- ・ 農林水産省では、畜産の生産・加工・流通・消費等にかかわる幅広い関係者による「**畜産・酪農の適正な価格形成に向けた環境整備推進会議**」において議論を行い、広報資材の作成・情報発信による消費者の理解醸成を整理した中間とりまとめを公表（令和5年6月）。
- ・ 中間とりまとめに基づき、関心の低い層も含めた不特定多数への発信に向け、新聞広告、テレビCM、鉄道広告を準備中。
- ・ 適正取引を推進するための仕組みを検討するため、「**適正な価格形成に関する協議会**」を開催しており、**畜産物については、流通経路が簡素で、コスト把握も比較的容易である「飲用牛乳」を対象としたワーキンググループで検討を開始**。